## 建築物環境衛生管理技術者講習会 受講資格一覧表

	区分	学 歴 又 は 免 許 等	経験年数	実務経験の内容
学歴及び経験年数で受講する者	1	(1)大学の理学、医学、歯学、薬学、保健学、 衛生学、工学、農学または獣医学の課程 を卒業(記載以外の課程は下記区分4と なります。文系等) (2)防衛大学校の理工学の課程を卒業 (3)海上保安大学校を卒業	1年以上	建築物の維持管理に関する実務 「特定建築物の用途その他これに類する 用途に供される部分の延べ面積がおおむ ね3,000㎡をこえる建築物の当該用途 に供される部分において業として行なう 環境衛生上の維持管理に関する実務」 または、環境衛生監視員として勤務
	2	短期大学・高等専門学校の理学、医学、 歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、 農学または獣医学の課程を卒業(専門 職大学前期同課程を修了した者を含む) (記載以外の課程は下記区分4となり ます。文系等)	3年以上	
	3	高等学校・中等教育学校の工業に関する学 科を卒業	5年以上	
	4	上記1~3の区分以外の課程又は学科を卒業した者。 大学・短期大学・高等学校の文科系等を卒業(学校教育法第90条の規定により大学に入学する事ができる者)	5年以上	同上の実務経験、および同実務に従 事する者を指導監督した経験または、 環境衛生監視員として勤務
免許及び経験年数で受講する者	5	<ul><li>(1)医師(歯科・獣医師、薬剤師を除く)</li><li>(2)一級建築士</li><li>(3)技術士の機械、電気電子、上下水道、または、衛生工学部門の登録を受けた者</li></ul>	実務経験は、必要ありません	
	6	(1)第一種冷凍機械責任者免状 (2)第二種冷凍機械責任者免状	(1) 1年以上 (2) 2年以上	「特定建築物の用途その他これに類する 用途に供される部分の延べ面積がおおむ ね3,000㎡をこえる建築物の当該用途 に供される部分において業として行なう
	7	臨床検査技師免許	2年以上	
	8	(1)第一種電気主任技術者免状 第二種電気主任技術者免状 (2)第三種電気主任技術者免状	(1) 1年以上 " (2) 2年以上	
	9	(1)特級ボイラ技士免許 (2)一級ボイラ技士免許	(1) 1 年以上 (2) 4年以上	
	10	衛生管理者免許 (学校教育法第90条の規定により大学に入学 することができる者、又は旧中等学校を卒業し た者に限る)	5年以上	同 上 (常時1,000人 を超える労働者を使用する事業場におい て衛生管理者として専任されていること)
個別 認定	11	厚生労働大臣が上記区分1~4と同等以上の学歴および実務の経験、または、区分5~10と同等以上の知識および技能を有すると認めるもの		

<sup>※</sup> 受講資格区分1~4の経験年数とは、卒業後の実務経験年数です。 受講資格区分5~10の経験年数とは、免許等の取得後の実務経験年数です。